

## 京都市会計年度任用職員 募集要項

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター  
(電話075-366-2250)

## 1 採用職種、採用予定者数、職務内容及び採用時期

職 種	採用 予定者数	採用 予定日	職 務 内 容
消費生活専門相談員 (会計年度任用職員)	1名	令和7年 4月1日以降	消費生活専門相談員として、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 電話、来所、インターネットによる消費生活相談、あっせん（消費者基本法第19条、消費者安全法第8条に基づくもの）、及び多重債務相談 (2) 消費者教育及び啓発に関する業務

## 2 受験資格

次のいずれかの資格を有する者。ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する場合は受験できません。

- 消費生活相談員資格（国家資格）
- 消費生活専門相談員（認定機関：独立行政法人国民生活センター）
- 消費生活アドバイザー（認定機関：一般財団法人日本産業協会）
- 消費生活コンサルタント（認定機関：一般財団法人日本消費者協会）

※上記資格試験を受験中の方は、応募用紙2枚目の上部に「取得予定」と御記載ください。

## 3 選考方法

- 一次選考  
書類選考、作文（800字程度）
- 二次選考

筆記試験	消費生活専門相談員としての資質を問うもの
口述試験	

※ 一次選考通過者には、二次選考の日程や場所を後日連絡いたします。また、不採用の方には郵便でお知らせします。

## 4 合格から採用まで

- 合格者には、採用に必要な書類（住民票の写し等）を提出していただいたうえで、採用を決定します。
- 合格者であっても受験資格を欠いていることが明らかになった場合は、合格を取り消します。

## 5 受験申込みの手続

申込方法	以下の提出書類を、消費生活総合センターに <b>直接持参</b> するか、封筒の表に「受験書類」と <b>朱書き</b> し、 <b>簡易書留</b> で郵送してください。 ※ 提出された個人情報、採用事務の目的以外に使用することはありません。 ※ 書類の返却を希望される場合は、返信用の封筒（切手貼付）を同封してください。
提出書類	(1) 本市指定 <b>応募用紙</b> に写真を貼付し、必要事項を記載したもの (2) <b>受験資格</b> を証するもの（消費生活相談員資格証等）の写し (3) <b>作文</b> 800字程度で、以下のテーマに対する考えを記述してください。 〔 <b>【テーマ】</b> あなたが目指したい「消費生活相談員」について、自身の強みと弱みに触れながら教えてください。また、少子高齢化、高度情報化の進展等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。このような社会情勢の中、新たな課題であると感じていることがあれば教えてください。〕 ※ 作文は、 <b>別添様式</b> 又は、A4サイズの任意の様式での提出も可とします。 ※ 本市指定 <b>応募用紙</b> 等は当センターのホームページからもダウンロードできます。
申込先	〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階 消費生活総合センター 採用担当宛
申込期間	<b>随時</b> ※ 持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。） ※ 採用者が決定した段階で締め切ります。

## 6 任用期間

令和7年4月1日以降、雇用開始日から令和8年3月31日まで

※ 採用日から1か月間は条件付採用となります。

※ 令和8年度以降、前年度の勤務実績に基づく選考により再度任用することがあります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、前年度の勤務実績に基づく再度任用ができません。

- (1) 勤務実績に基づく選考による再度任用が連続4回に達している場合
- (2) 満65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることとなる場合及び超えている場合

## 7 勤務条件

給与及び費用弁償	給与（月額） 245,784円（令和6年度実績） 期末・勤勉手当 年間4.6か月分（令和6年度実績） 通勤費用 本市が定める基準により支給します（上限額：44,523円）。 ※ 令和7年度については、変動することがあります。
勤務場所	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階 消費生活総合センター
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで （休憩時間を除いて、1週間に31時間、原則週当たり4日の勤務となります。）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日
休暇	年次休暇：初年度は16日 夏期休暇：原則4日取得可（令和6年度実績） 特別休暇：服喪休暇等 病気休暇：最大32日取得可
福利厚生	厚生年金保険、雇用保険の被保険者となります。また、京都市職員共済組合（短期給付・福祉事業の適用に限る。）の組合員となります。

## 8 問合せ先

消費生活総合センター 採用担当：堀越、土井

電話 075-366-2250 FAX 075-366-2259

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！

